

第 187 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 2 年 7 月 28 日(火) 午前 9 時 20 分～午前 9 時 50 分

2. 場 所 奥出雲町役場 仁多庁舎4階 大会議室

3. 出席委員 (39名)

1 番 高橋 政伸	2 番 中 林 孝	3 番 立 石 覚	4 番 若 槻 隆 季
5 番 大 坂 茂	6 番 足 立 信子	7 番 古田川 光彦	8 番 内 田 吉彦
9 番 藤 原 康正	10番 石 原 隆幸	11番 石 原 敬士	12番 松 原 武雄
13番 磯 田 光徳	14番 藤 原 功	15番 宇田川 光好	16番 安 部 備造
17番 勝 部 定次	18番 金 倉 弘美	19番 和 久 利 勝	20番 八 澤 幹 夫
21番 若 槻 進	22番 藤 原 克已	23番 和 久 利 健	24番 高 橋 正敏
25番 石 原 宏二	26番 賀 元 春男	27番 若 月 勝久	29番 藤 原 功
31番 山 田 幸則	32番 福 本 成美	33番 安 部 治美	34番 卜 藏 秀夫
36番 岩 田 孝史	38番 堀 尾 敏久	39番 永 濱 孝之	40番 石 原 博
41番 足 立 康夫	42番 松 島 昭夫	43番 原 田 二郎	

4. 事務局又は説明者

農業委員会 事務局長 田中 修

5. 欠席委員(4名)

28番 藤原委員 30番 小池委員 35番 松原委員 37番 若槻委員

6. 議事日程

日程第1号 議事録署名委員の指名

日程第2号 議案第1号 非農地証明交付申請の承認について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画の承認について(利用権の設定)

そ の 他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	<p>第187回総会を行います。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の出席者は18名中18名です。過半数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。</p> <p>次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条第3項の定めにより、議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名者は、3番 立石委員、4番 若槻委員にお願いをいたします。</p> <p>それでは議事に入ります。上程いたします議題は日程のとおりであります。</p> <p>報告第1号から第3号議案まで、順次行います。</p> <p>議案第1号、非農地証明交付申請の承認について を上程いたします。事務局、説明してください。</p>
事務局	<p>議案第1号、農地法第2条第1項の規定により、下記農地の非農地証明申請があったので意見を求める。令和2年7月28日提出、奥出雲町農業委員会会長。</p> <p>番号1。農地の所在 □□□□番、外3筆。地目は登記簿/田または畑、現況/原野。面積2, 382㎡他で合計5, 907㎡。権利種別 非農地証明。所有者氏名 ○○○○。住所 ▲▲▲▲番。非農地の事由、平成10年ごろから農地として利用を行っておらず、現在原野化しているため。申請地は□□□□地区■●■自治会地内の農地です。現地調査につきましては、7月18日に横田地区の農業委員、推進委員の方6名で実施しました。現地は、長年耕作されておらず、原野化しており、農地への復旧は困難と思われます。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>非農地証明について説明していただけますか。</p>
事務局	<p>非農地証明願、という今回のケースでございますが、農地の所有者からこの願が出ましたら、農業委員・推進委員3名以上で現地確認を行うこととなっております。そこで非農地であると判断した場合は、総会の議案として諮ります。審議結果ということで承認になりました場合、申請をされた所有者の方に非農地証明を交付します。所有者の方はこの非農地証明を以て法務局で地目変更の登記の手続きをいたします。この非農地証明は地目変更の際の添付書類という取扱でございます。</p> <p>地目が非農地であるという場合には、今回のような非農地証明願という個別の場合と、年1回農業委員さん・推進委員さんにお世話になりまして、農地パトロールといわれる農地の調査がございます。ここで非農地であるというところで、分類でいいますと、A分類とかB分類という言い方をしますが、B分類につきましては、その判断をし、そのB分類となった農地の所有者の方へ向けて、非農地で扱うことの承認を得た場合、総会の方に諮りまして、非農地の扱いになるということで農地台帳から削除するという流れになります。これにつきましても所有者の方へ非農地証明を交付しまして、法務局で地目変更登記の手続きをしていただくものの添付書類という扱いになります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。議案第1号番号1について、担当委員の補足説明をお願いいたします。16番安部委員。</p>
16番	<p>番号1について、16番安部が補足説明いたします。場所でございますが、□□□□にある水田でございます。登記簿では田になっていますが、先ほど事務局長が説明いたしましたように、4月と</p>

16番	<p>10月に横田地区の農業委員さん・推進委員さん・事務局長さんと現地の確認をいたしました。現地を見ますと、ほとんど耕作されておらず原野化している状況でございます。両側が山になっておりまして、だいぶ木が茂っておりまして陽も当たらないという状況になっておりまして、農地としては原型を認められないという状況になっていることを確認いたしました。以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第1号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第1号番号1について可とすることに決しました。</p>
	<p>次、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局説明してください。</p>
事務局	<p>議案第2号、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和2年7月28日提出、奥出雲町農業委員会会長。</p> <p>番号1、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/畑、現況/宅地。面積25㎡。権利は所有権移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。転用目的、宅地拡張。施設等、宅地。転用理由 約30年前に許可を得ず車庫を建築していた為、今回取得して利用したい。除地の関係につきましては、農用地区域外となっております。対価につきましては3.3㎡あたり3万円です。追認です。顛末書を読みます。</p> <p>市街地の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。議案第2号番号1について、担当委員の補足説明をお願いいたします。23番和久利委員。</p>
23番	<p>番号1について、23番和久利が補足説明いたします。現地につきましては□□□□地内、自治会名でいいますと■●■●になります。●●●●の一角であります。土地については今回売買をされるということで、調べてみたら登記簿上一部農地が残っていたということでして、今回整備をして売買をしたいということです。面積も25㎡とわずかで、街中の一部の農地です。顛末書もでておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第2号番号1について可とすることに決しました。</p>

次、議案第3号、農用地利用集積計画の承認について を上程いたします。事務局説明してください。

事務局

議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和2年7月28日提出、奥出雲町農業委員会会長。

番号1、農地の所在 □□□□番、他11筆、地目は登記簿/現況ともに畑または田。面積1,229㎡、他で合計20,488㎡。内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田/畑。期間は5年、賃貸借です。賃借料につきましては、10a当たり田2万円、畑5千円です。

前の委員さんが現地確認をされましたので補足説明は事務局からになりますが、■●●●と■●●●は、開発農地の□□□□団地の畑でございます。■●●●から■●●●までは、●●●●自治会の▲▲▲▲集落の集会所付近の田でございます。■●●●から■●●●までは、同じく●●●●自治会の▼▼▼▼の常会内で、△△△△さんの自宅付近の田と畑でございます。また、△△△△さんは認定農業者でございます。利用権設定は、令和7年の8月21日までとなっております。

番号2、農地の所在 □□□□番、他3筆。地目は登記簿/現況ともに田、面積2,120㎡、他で合計5,712㎡。内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。賃借料につきましては、10a当たり15,000円です。

こちらも前の委員さんが現地確認をされましたので補足説明は事務局からになりますが、●●●●自治会の▼▼▼▼の常会内で、△△△△さんの自宅付近の田でございます。こちらの期間の方も5年となっておりますが、令和7年8月21日までということでございます。

以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事すること」の要件を満たしているものと考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

事務局の説明並びに補足説明が終わりました。議案第3号番号1について質疑に入ります。質疑ございませんか。

(はいの声)

承認することに異議ございませんか。

(はいの声)

承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員

よって議案第3号番号1について承認とすることに決しました。

次、議案第3号番号2について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(はいの声)

承認することに異議ございませんか。

(はいの声)

承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員

よって議案第3号番号2について承認とすることに決しました。

議長	<p>続いてその他について、事務局お願いいたします。</p>
事務局	<p>○総会の流れについて お手元に両面印刷で、総会の流れなどについて書いたものをお配りしています。目を通していただきますようお願いいたします。</p> <p>○担当自治会について お手元に、これまでの担当名簿の、委員さんの名前だけを変更した物をお配りしています。つまり、担当自治会は前の担当委員さんの時の物です。このたび委員さんが変わられたことに伴い、担当自治会が変わるようでしたら、事務局まで8月3日(月)までにご連絡ください。8月の広報と一緒に自治会回覧いたしますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>○配付物品について 推進委員さん全員に「2020年度農業委員会業務必携」をお配りしています。目を通していただきますようお願いいたします。新しい委員さんには、「推進委員章」、「腕章」、「キャップ」、「2020年農業委員会活動記録セット」をお配りしています。「活動記録セット」には、ミシン目で切り取れる「活動記録簿」がありますので、本日の総会への出席から記入していただき、次の総会の時に今月分の活動記録簿を提出していただきますようお願いいたします。この他、「手帳」がありますが、身分証明書となる厚紙が、手帳のポケットに収まるようになっており、身分証明書については本日撮影させていただいた写真を貼り付けてからお渡しいたしますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>○慶弔災禍について お手元に「奥出雲町農業委員会委員及び推進委員の慶弔災禍についての申し合わせ」をお配りしております。ご承知おきください。</p> <p>○「全国農業新聞」について 「全国農業新聞」は、週刊で、発行日は毎週金曜日、購読料は月額700円です。委員活動に役立つ内容ですので、購読がまだの委員さんは、ぜひお申込みください。</p> <p>○パンフレットについて 「信頼される農業委員会であるために」、「知って得する農業者年金」の2つのパンフレットをお配りしていますので、目を通していただきますようお願いいたします。</p> <p>○「農地機構だより」について お手元に第21号を配付いたしました。</p>
議長	<p>以上で総会を終わります。次回の農業委員会総会は8月19日(水)の予定です。</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 18番 _____ (印)

議事録署名委員 3番 _____ (印)

議事録署名委員 4番 _____ (印)